USPTO、新たなコミュニティアウトリーチオフィスの設置について意見募集

2025年11月6日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、10月29日付の官報[1]で、デンバーサテライトオフィスの管轄州における新たなコミュニティアウトリーチオフィスの設置について意見募集を開始した。

2011年成立の米国発明法（AIA法）を受けて導入されたデンバーサテライトオフィスは、これまでアイダホ州、ユタ州、モンタナ州、ワイオミング州、コロラド州、ノースダゴタ州、サウスダコタ州、ネブラスカ州の8州を管轄していたが、本年10月1日にUSPTOから閉鎖する方針が公表されていた[2]。

他方で、USPTOのコミュニティアウトリーチオフィスは、2022年成立の「Unleashing American Innovators Act of 2022（UAIA法）[3]」に基づき、地域社会の教育機関、研究機関や企業と連携した知的財産教育の提供などを目的として、同法の施行から5年以内（2027年12月29日まで）に少なくとも4カ所設置することが義務付けられているものである[4]。

官報によれば、本意見募集は、上記8州を対象とする新たなオフィスの設置場所だけでなく、コミュニティアウトリーチオフィスの果たすべき役割など、以下の観点も含めて広く意見を募るものとなっている。

- コミュニティアウトリーチオフィスが果たすべき必須の役割と提供方法（対面式・オンライン）
- コミュニティアウトリーチオフィスのサービス向上・規模拡大のために連携すべき組織
- コミュニティアウトリーチオフィスを大学など他の公共機関と同じ建物内に設置することによるメリット
- 新たなコミュニティアウトリーチオフィスの設置やその設置場所の検討においてUSPTOが勘案すべき要素

USPTOは、イノベーションに繋がるような研究・教育活動の状況、イノベーションの商業化・事業展開の可能性、発明者の支援状況などを踏まえ、新たなコミュニティアウトリーチオフィスの設置場所を検討すると説明している。

意見の提出は、11月28日まで認められている。

（以上）

---

[1] Request for Comments on Community Outreach Office Locations in States Formerly Served by the Rocky Mountain Regional Outreach Office
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251002.pdf
[3] https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf
[4] 2025年1月にニューハンプシャー州ダーラムに1カ所設置されている。